

## 暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改正のお知らせ

たちばな信用金庫では、政府が平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚幹事会申合せとして策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成 22 年 7 月より流動性預金規定をはじめとする各種規定等や各種契約書に順次「暴力団等の排除条項」を導入することとしました。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。

平成 22 年 7 月 20 日より、普通預金、当座預金等の流動性預金のお取引開始の際に、お客さまが反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いすることとしておりますので、本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

万一、お取引開始後に、申込時の表明・確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、お取引を停止、または解約させていただきます。

なお、本条項導入以前よりお取引いただいているお客さまに対しても本条項は適用されます。

暴力団排除条項を追加する規定等は以下のとおりです。

- ・ 当座勘定規定
- ・ 流動性預金等規定集（共通規定）
- ・ 定期性預金等規定集（共通規定）
- ・ 貸金庫規定
- ・ 信用金庫取引約定書
- ・ 限定保証約定書

当金庫では、今後とも暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

